

地籍調査作業規程準則運用基準

平成14年 3月14日国土国第590号
国土交通省土地・水資源局長通知

改正	平成15年	4月	1日	国土国第499号
	平成17年	3月	7日	国土国第423号
	平成20年	9月	2日	国土国第172号
	平成22年	11月	29日	国土国第219号
	平成26年	3月	24日	国土籍第333号
	平成27年	3月	24日	国土籍第252号
	平成28年	4月	12日	国土籍第10号
	平成29年	2月	20日	国土籍第324号
	令和2年	6月	30日	国土籍第216号
	令和3年	3月	30日	国不籍第555号
	令和5年	6月	16日	国不籍第136号
	令和6年	6月	28日	国不籍第270号

第1章 総則

（目的）——準則第1条

第1条 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）の運用については、この運用基準に定めるところによる。

（管理及び検査）——準則第5条

第2条 地籍調査の管理及び検査は、「地籍調査事業工程管理及び検査規程」（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づいて行うものとする。

（登記官に対する協力の求め）——準則第7条の2

第2条の2 登記官に対し協力を求めるに当たっては、「地籍調査の実施における法務局との連携について」（令和2年9月29日付け国不籍第197号国土交通省大臣官房土地政策審議官通知）に基づいて行うものとする。

（省令に定めのない方法）——準則第8条

第3条 準則第8条の規定に基づき省令に定めのない方法により地籍調査を実施する場合の承認申請は、別記様式によるものとする。

2 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課が新しい測量技術による測量方法に関するマニュアルを定めた場合は、前項の承認申請に関する資料として当該マニュアルを使用することができるものとする。

第2章 計画

(調査地域の決定) —— 準則第10条

第4条 調査地域の決定に当たっては、「換地を伴う土地改良事業及び土地区画整理事業と地籍調査との調整等について」(昭和56年5月26日付け56国土国第198号国土庁土地局長通達)に基づき、土地改良事業等の工事施工区域との調整を図るものとする。

2 単位区域の設定に当たっては、必要に応じて、「地番区域としての字又は大字の区域の調整について」(昭和29年10月26日付け審計土第158号経済審議庁計画部長通達)に基づく調整を行うものとする。

(精度及び縮尺の区分) —— 準則第11条

第5条 精度の区分は、原則として次によるものとする。

大都市の市街地区域 甲一

中都市の市街地区域 甲二

右記以外の市街地及び村落並びに整形された農用地区域 甲三

農用地及びその周辺の区域 乙一

山林及び原野(次に掲げる区域を除く。)並びにその周辺の区域 乙二

山林及び原野のうち特段の開発が見込まれない区域 乙三

2 縮尺の区分は、国土調査法施行令(昭和27年政令第59号。以下「令」という。)

第2条第1項第9号に規定する縮尺の範囲内において、調査を実施する単位区域ごとの各筆の面積の中央値に従い原則として次によるものとする。

250平方メートル未満の場合 250分の1

250平方メートル以上千平方メートル未満の場合 500分の1

千平方メートル以上4千平方メートル未満の場合 1千分の1

4千平方メートル以上2万5千平方メートル未満の場合 2千5百分の1

2万5千平方メートル以上の場合 5千分の1

(作業計画) —— 準則第12条

第6条 航測法による地籍測量の作業計画の作成に当たっては、調査地域の気象条件、植生条件等を十分勘案して、最適な時期に空中写真撮影又は航空レーザ計測を行えるように考慮するものとする。

2 一筆地調査及び地籍測量の作業計画の作成に当たっては、会計年度内における作業期間を十分勘案して、一筆地調査と地籍測量との実施時期の整合を図るものとする。

第3章 一筆地調査

第1節 準備作業

(単位区域の概略の調査) —— 準則第14条

第6条の2 単位区域の概略の調査は、原則として、現地において行うものとする。ただし、土地の現況その他の事情により現地において調査を行うことが相当でないと認められ、かつ、その他の方法によって当該単位区域の概略の調査が行うことができる

ときは、この限りではない。

（関係機関との協力）——準則第15条

第7条 地籍調査の実施に当たっては、「地籍調査事業の推進について」（昭和54年2月7日付け54国土国第26号国土庁土地局長通達及び昭和54年3月9日付け54国土国第129号国土庁土地局長通達）に基づき、公共物の工事及び管理を所管する国の機関及び都道府県の部局との密接な連絡調整及び相互協力に努めるものとする。

2 調査図素図等の作成に当たっては、管轄登記所と事前に十分協議するものとする。

（調査図素図の作成）——準則第16条

第8条 調査図素図は、現地調査又は図面等調査の作業に適した大きさのものとし、一筆の図形内に修正事項が記載できるスペース等を勘案して適宜の大きさに区分して作成するものとする。

2 登記所地図の全部又は一部が滅失等の場合における調査図素図の作成については、管轄登記所と協議し、登記簿の記載、市町村保存の地図、空中写真その他の資料に基づいて行うものとする。

3 調査図素図の表示については、「調査図素図表示例」（昭和32年10月24日付け経企土第179号経済企画庁総合開発局長通達）に基づいて行うものとする。

（調査図一覧図の作成）——準則第17条

第9条 調査図一覧図は、準則第17条に掲げる事項のほか、調査図素図の輪郭、字名、主要な長狭物等を表示するものとする。

2 前条第2項の手続により調査図素図を作成した場合には、その旨調査図一覧図の余白に記載するものとする。

（地籍調査票の作成）——準則第18条

第10条 地籍調査票（街区境界調査にあつては街区境界調査票）の作成については、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長（以下「地籍整備課長」という。）が別に定める要領に基づいて行うものとする。

（現地調査等の通知）——準則第20条

第10条の2 現地調査の通知を行う場合には、図面等調査の実施を希望する旨の申出ができる旨、当該申出を行う場合にはその理由を付すべき旨及び当該申出の期限を併せて通知するものとする。

2 準則第20条第1項又は第3項の通知を行う場合には、当該通知に係る土地の所有者の氏名又は名称、土地の所在及び地番並びに地目を併せて通知するよう努めるものとする。

3 準則第20条第1項又は第3項の通知が到達しなかった場合等における所有者等の探索に当たっては、閉鎖登記簿の調査、登記簿の附属書類又は筆界特定手続記録の調査、住民票、除かれた住民票又は戸籍の附票等の調査、固定資産課税台帳等の調査及び親族その他の関係者への照会により行うものとし、これらの調査を行ってもなお所

有者等に関する新たな情報が得られなかったときは、近隣住民又は調査地域の土地の事情に精通した者（以下「現地精通者」という。）等への聞き取り、住民票記載の最終住所地への現地訪問等の調査を行うことは要しない。

- 4 現地復元性を有する地積測量図その他の筆界を明らかにする客観的な資料が存在し、準則第30条第2項の筆界案をあらかじめ作成することができる場合は、現地調査の通知に併せて、当該筆界案を送付し、確認を求めることができる。この場合において、当該筆界案により所有者等の確認が得られたときは、準則第20条第2項の申出があったものとみなす。

（筆界標示杭）——準則第21条

- 第11条 筆界標示杭は、永久的な標識を設置するように努めるものとする。

第2節 現地調査等

（私有地以外の土地の調査）——準則第23条及び第23条の2

- 第12条 私有地以外の土地の地籍調査の実施に当たっては、当該土地の管理機関と事前に十分協議の上で境界を確認するとともに、当該管理機関に対して境界の明確化又は取得用地の登記、用途廃止処分その他必要な措置を講ずるよう協力を依頼するものとする。
- 2 国有林野の取扱いについては、「国土調査法による地籍調査における国有林野の取扱要領」（昭和33年8月26日付け経企土第96号経済企画庁総合開発局長通達）によるものとする。
- 3 財務省所管普通財産の取扱いについては、「地籍調査に係る財務省所管普通財産の取扱いについて」（昭和57年6月10日付け57国土国第271号国土庁土地局長通達）によるものとする。
- 4 国有畦畔の取扱いについては、「いわゆる二線引畦畔の時効取得確認申請手続への地籍図原図等の活用等について」（昭和54年12月5日付け54国土国第436号国土庁土地局長通達）によるものとする。

（図面等調査の実施）——準則第23条の2

- 第12条の2 図面等調査を行う場合において、必要があるときは、あらかじめ、現地を確認するものとする。
- 2 準則第23条の2第1項第2号の方法により図面等調査を行う場合は、所有者等からの質問や意見に応答できるよう、当該図面等調査を行う場所に調査図素図、現地写真その他必要な資料を準備するものとする。

（代位登記の申請）——準則第27条

- 第13条 代位登記の申請については、「国土調査法第32条の2の規定による代位登記の申請書の作成要領及び様式」（昭和32年12月28日付け経企土第126号経済企画庁総合開発局長通達）に基づいて行うものとする。

（長狭物の調査）——準則第28条

第14条 既登記の一筆の土地の一部が長狭物の敷地となっており、これに伴う登記手続がなされていない場合には、現地調査又は図面等調査（以下「現地調査等」という。）の際、長狭物の敷地となっている部分について地目変更の調査及び分割があったものとしての調査を行うものとする。

2 前項の規定に基づき長狭物の筆界について調査する場合には、その新設、拡張等に関する工事の計画書又は実測図等を資料とし、筆界未定が生じないように努めるものとする。ただし、なお従前の筆界を確認することができない場合には、一部地目変更及び分割があったものとして調査することなく、筆界未定として処理するものとする。

3 既登記の一筆の土地の全部が長狭物の敷地となっている場合及び長狭物の敷地が未登記である場合には、現況により長狭物の両側の境を調査するにとどめ、それらの土地の筆界の調査は省略することができる。

4 前3項の場合における調査図素図等の表示については、別表第3の例示に準じて処理するものとする。

（地目の調査）——準則第29条

第15条 地目の調査は、次の各号に定める地目の区分に従って行うものとする。

- 一 田 農耕地で用水を利用して耕作する土地
- 二 畑 農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
- 三 宅地 建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地
- 四 塩田 海水を引き入れて塩を採取する土地
- 五 鉱泉地 鉱泉（温泉を含む。）の湧出口及びその維持に必要な土地
- 六 池沼 かんがい用水でない水の貯留池
- 七 山林 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地
- 八 牧場 家畜を放牧する土地
- 九 原野 耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地
- 十 墓地 人の遺体又は遺骨を埋葬する土地
- 十一 境内地 境内に属する土地であって、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条第2号及び第3号に掲げる土地（宗教法人の所有に属しないものを含む。）
- 十二 運河用地 運河法（大正2年法律第16号）第12条第1項第1号又は第2号に掲げる土地
- 十三 水道用地 専ら給水の目的で敷設する水道の水源地、貯水池、ろ水場又は水道線路に要する土地
- 十四 用悪水路 かんがい用又は悪水はいせつ用の水路
- 十五 ため池 耕地かんがい用の用水貯留池
- 十六 堤 防水のために築造した堤防
- 十七 井溝 田畝又は村落の間にある通水路
- 十八 保安林 森林法（昭和26年法律第249号）に基づき農林水産大臣が保安林として指定した土地
- 十九 公衆用道路 一般交通の用に供する道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路であるかどうかを問わない。）
- 二十 公園 公衆の遊樂のために供する土地
- 二十一 鉄道用地 鉄道の駅舎、附属施設及び路線の敷地

二十二 学校用地 校舎、附属施設の敷地及び運動場

二十三 雑種地 以上のいずれにも該当しない土地

2 登記簿上の地目が前項各号に掲げる地目の区分と異なる場合は、同項各号のいずれかの地目に変更するものとする。

3 地目の調査の詳細については、「地目調査要領」（昭和42年2月18日付け経企土第7号経済企画庁総合開発局長通達）に定めるところによるものとする。

（筆界の調査）——準則第30条

第15条の2 準則第30条第1項の「その他の資料」には、同項に例示するもののほか、関係行政機関又は土地の所有者等が保有する資料等が含まれるものとする。

2 準則第30条第1項の「その他の筆界に関する情報」には、同項に例示するもののほか、地目、土地の面積及び形状並びに工作物、囲障、境界標その他の地物の設置の経緯等が含まれるものとする。

3 筆界の調査に当たっては、必要に応じ、現地精通者の証言も参考にすることができる。

4 現地に境界標が存在しないことその他の事情がある場合には、必要に応じ、現地復元性を有する地積測量図その他の筆界に関する情報に基づき、その筆界の位置を現地に復元することができる。

5 準則第30条第2項の筆界案を送付する方法によって図面等調査を行う場合の方法は、次に定めるところによる。

一 到達したことの確認が得られる手段によって行うこと

二 筆界案のほか、筆界案の作成のために収集した資料、現地の写真等を添付すること

三 筆界未定とした場合の不利益、筆界案を承認又は不承認する場合の返答の期日及び方法を通知すること

四 筆界案のみでは筆界の確認ができない場合又は筆界案に異議がある場合であって、現地における立会いを希望するときは、その旨を実施主体に連絡すべき旨申し添えること

6 準則第30条第3項の規定に基づき、無反応所有者等に対し筆界案を送付する方法によって図面等調査を行う場合の方法は、前項第1号及び第2号に定めるもののほか、次に定める事項を通知するものとする。

一 筆界案到達後、20日間を経過しても意見の申出がないときは、送付した筆界案の確認を得たものとみなして調査を行う旨

二 意見を申し出る場合の方法

7 準則第30条第4項の規定に基づき行う公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 土地の所在・地番

二 筆界案を確認することができる場所

三 筆界案を確認することができる者

四 筆界案の作成者

五 公告の日から20日間意見を申し出ることができる旨及び当該期間を経過しても申出がないときは、同項の規定に基づき調査を行う旨

- 8 準則第30条第5項の筆界案の作成に用いる地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料については、原則として、現地復元性を有するものを使用するものとする。
- 9 第7項の規定は、準則第30条第5項の規定に基づき行う公告について準用する。

（確定判決に基づく調査）——準則第30条の2

第15条の3 準則第30条の2第1項の判決が確定している場合であって、当該判決において筆界の現地における位置を示す基準として用いられている地物等が現地に存在しないなどの事情により、筆界の現地における位置を特定することができないものについては、同項ただし書きの規定を適用するものとする。

（仮地番の設定）——準則第31～34条及び第36条

第16条 仮地番の設定については、「仮地番の設定及び地番対照表の作成要領」（昭和32年10月24日付け経企土第179号経済企画庁総合開発局長通達）に基づいて行うものとする。

（地番の変更）——準則第36条

第17条 地番の変更を必要とする場合の処理については、「地籍調査において地番変更の処理をした場合における土地所有者の住所変更等の取扱いについて」（昭和53年4月13日付け53国土国第152号国土庁土地局長通達）によるものとする。

（街区境界調査における現地調査等に関する特則）——準則第36条の2

第17条の2 第13条、第14条、第16条及び前条の規定は、街区境界調査における現地調査等について、適用しない。

第4章 地籍測量

第1節 総則

（器械及び器材）——準則第37条

第18条 地籍測量に用いる器械及び器材は、別表第4に定める性能若しくは規格を有するもの又はこれらと同等以上のものでなければならない。

- 2 観測又は測定に用いる器械は、作業開始前に点検し、その性能に応ずる観測又は測定ができるように調整しておかなければならない。
- 3 前項の点検の要領は、別に地籍整備課長が定めるものとする。

（記録及び成果）——準則第37条

第19条 地籍測量における作業の記録及び成果は、別表第5に掲げるものとする。

- 2 前項の記録及び成果における座標値及び標高は、別記計算式により求めるものとする。

（同等以上の精度を有する基準点）——準則第38条

第19条の2 準則第38条に規定する「同等以上の精度を有する基準点」とは、測量

法（昭和24年法律第188号）第41条第1項の規定に基づく国土地理院の長の審査を受け、十分な精度を有すると認められた基準点とする。

（基準点の精度）——準則第38条

- 第19条の3 1級基準点は基準点（補助基準点を除く。）と同等なものとして取り扱う。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち1級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 2 2級基準点、街区三角点及び補助基準点（主として宅地が占める地域以外におけるもの）は1次の地籍図根三角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち2級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 3 3級基準点、街区多角点及び補助基準点（主として宅地が占める地域におけるもの）は1次の地籍図根多角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち3級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 4 4級基準点は2次の地籍図根多角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち4級基準点に相当するものについても、同様とする。

第2節 地上法

第1款 総則

（作業の順序）——準則第42条

- 第19条の4 一筆地測量において、地形の状況等により細部図根点を設置する必要がある場合は、多角測量法又は放射法による細部図根測量を併行して行うことができるものとする。

（節点等）——準則第43条

- 第20条 基準点測量（補助基準点測量を除く。）により決定された節点を地籍図根三角点とする場合には、事前に国土地理院の意見を求めるものとする。
- 2 地籍図根三角測量により決定された節点は、1次の地籍図根多角点とすることができるものとする。

（地籍図根点等の密度）——準則第44条

- 第21条 基準点等及び地籍図根点（以下「地籍図根点等」という。）の密度の標準は、別表第1に定めるところによるものとする。

（地籍図根測量の方法）——準則第45条

- 第21条の2 地籍図根測量は、トータルステーションを用いる測量方法、セオドライト及び測距儀を用いる測量方法（以下「TS法」という。）又はGNSS（GPS、GLONASS及び準天頂衛星システム等の衛星測位システムの総称）測量機を用いる測量方法（以下「GNSS法」という。）により行うものとする。

第2款 地籍図根三角測量

(多角路線)——準則第49条

第22条 地籍図根三角測量における多角網は、地籍図根三角点等を与点とした1次の多角路線で構成することとする。

2 多角網に必要な与点の数は、次の式により算出した値以上とする。ただし、 n は新点数とし、 $[\]$ の中の計算終了時の小数部は切り上げるものとする。

$$[n/5] + 2$$

なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法に必要な与点は、作業地域の近傍の電子基準点3点以上とし、作業地域の周辺に均等に配置するものとする。

3 地形の状況等により単路線を形成する場合に必要な与点の数は2点とする。

4 TS法による場合の多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側40度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。

5 GNSS法による場合の新点は、多角網の与点となる地籍図根三角点等を結ぶ最外周線により構成される区域内に選定するよう努めるものとする。ただし、地形の状況等により外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線の区域外に新点を配置する場合及び単路線を形成する場合は、新点から最も近い与点までの距離を隣接する与点間の距離より短くするよう努めるものとする。

6 与点から他の与点まで、与点から交点まで又は交点から他の交点までを結ぶ路線(以下「多角路線」という。)の長さは、以下のとおりとする。

一 TS法による場合は、2.0キロメートル以下を標準とする。ただし、単路線にあつては3.0キロメートル以下を標準とする。

二 GNSS法による場合は、5.0キロメートル以下を標準とする。ただし、電子基準点のみを与点とする場合は、この限りでない。

7 同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、150メートル以下はなるべく避け、著しい見通し障害によりやむを得ない場合にあっては100メートル以上とする。なお、GNSS法による場合の新点間の距離は、別表第1に定めるところによるものとする。

8 同一の多角路線に属する新点の数は、8点以下とする。ただし、単路線にあつては9点以下とする。

9 新点全てを電子基準点のみを与点とするGNSS法で設置する場合において、周辺の地籍図根三角点等との整合を確認しようとするときは、点検のための既設点を1点以上選定するものとし、選定した既知点について地籍図根三角点選点図及び地籍図根三角点平均図に記載するものとする。

(縮尺)——準則第50条及び第52条

第23条 地籍図根三角点選点図、地籍図根三角点平均図及び地籍図根三角点網図の縮尺は、2万5千分の1、1万分の1又は5千分の1とする。

(標識の規格)——準則第51条

第24条 地籍図根三角点の標識の規格は、別表第2に定めるところによるものとする。

2 前項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測量の容易化を図るため、保護石、表示板等を設置するように努めるものとし、その設置状況を写真により記録するものとする。

3 前項により記録した標識の写真は、電磁的記録又はフィルムにより保存し管理するよう努めるものとする。

（観測、測定及び計算）——準則第52条

第25条 地籍図根三角測量における観測及び測定は、必要に応じて、水平角、鉛直角、器械高、目標の視準高、距離、気圧、温度、基線ベクトル及び高低差について行うものとする。

2 前項における観測及び測定の方法は、別表第6に定めるところによるものとする。

3 前項の観測及び測定において偏心がある場合には、別表第7に定めるところにより偏心要素を測定するものとする。この場合において、偏心距離は、測定距離の6分の1未満でなければならない。

4 地籍図根三角測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第8に定めるところによるものとする。なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法においては、セミ・ダイナミック補正を行うものとする。

5 地籍図根三角点の座標値及び標高は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることとし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第9に定める数値を用いて計算するものとする。

6 観測、測定及び計算結果が別表第6から別表第8までに定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

7 地籍図根三角測量を行った場合は、別表第10に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

8 前項の点検測量の数量は、TS法による場合は新設した地籍図根三角点数の10パーセント以上、GNSS法による場合は平均図において採用する観測辺数の総和の10パーセント以上とする。

9 第22条第9項の規定により選定した既知点について周辺の地籍図根三角点等との整合を確認するための観測を行った結果、水平位置又は標高の較差が別表第8に定める三次元網平均計算による標準偏差を超過した場合には、地籍図根三角点等の成果の取扱について、国土地理院の意見を求めるものとする。

10 前項の規定により観測を行った既知点については、地籍図根三角点網図に記載するものとする。

第3款 地籍図根多角測量

（地籍図根多角点の選定）——準則第53条

第26条 地籍図根多角点の密度の標準は、別表第1に定めるところによるものとする。

2 地籍図根多角測量により決定された節点は、2次の地籍図根多角点とすることがで

きる。

（多角路線）——準則第54条

第27条 地籍図根多角測量における多角網は、地籍図根三角点等を与点とした1次の多角路線で構成することを原則とする。ただし、真に必要な場合に限り、地籍図根多角点を与点とした2次の多角路線で構成することができる。

2 地籍図根多角点を与点とした場合の多角路線の次数は、与点の最大次数に1次を加えるものとする。ただし、地籍図根多角点を与点とした多角路線について、当該多角路線における与点のうち2分の1以上が地籍図根三角点等であって、かつ、厳密網平均計算を行った場合には、与点とした地籍図根多角点の最大次数をもって当該多角路線の次数とすることができる。

3 多角網に必要な与点の数は、3点以上とし、単路線に必要な与点の数は、2点とする。

4 TS法による場合の多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。

5 GNSS法による場合の新点は、多角網の与点となる地籍図根三角点等を結ぶ最外周線により構成される区域内に選定するよう努めるものとする。ただし、地形の状況等により外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線の区域外に新点を配置する場合及び単路線を形成する場合は、新点から最も近い与点までの距離を隣接する与点間の距離より短くするよう努めるものとする。

6 多角路線の長さは、1.5キロメートル以下を標準とする。ただし、2次の多角路線にあっては、1.0キロメートル以下を標準とするものとする。

7 同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、30メートル以下はなるべく避け、見通し障害等によりやむを得ない場合にあっては10メートル以上とする。なお、GNSS法による場合の新点間の距離は、別表第1に定めるところによるものとする。

8 同一の多角路線に属する新点の数は、1次の多角路線（単路線を含む。以下この項において同じ。）にあっては50点以下、2次の多角路線にあっては30点以下とする。なお、GNSS法のみによる場合の新点の数は、別表第1に定めるところによるものとする。

第28条 削除

（縮尺）——準則第56条及び第58条

第29条 地籍図根多角点選点図、地籍図根多角点平均図及び地籍図根多角点網図の縮尺は、1万分の1、5千分の1又は2千5百分の1とする。

（標識の規格）——準則第57条

第30条 地籍図根多角点は、永久的な標識を設置するように努めるものとし、標識の規格は、別表第2に定めるところによるものとする。

2 前項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測定の容易化を図るため、

その設置状況を写真により記録するものとする。

- 3 前項により記録した標識の写真は、電磁的記録又はフィルムにより保存し管理するよう努めるものとする。

（観測、測定及び計算）——準則第58条

第31条 地籍図根多角測量における観測及び測定は、必要に応じて、水平角、鉛直角、器械高、目標の視準高、距離、気圧、温度及び基線ベクトルについて行うものとする。

- 2 前項における観測及び測定の方法は、別表第11に定めるところによるものとする。
- 3 地籍図根多角測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第12に定めるところによるものとする。
- 4 地籍図根多角点の座標値及び標高は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることを原則とし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第13に定める数値を用いて計算するものとする。
- 5 地籍測量の精度区分が令別表第4に定める乙二、乙三の区域においては、標高の計算を省略することができるものとする。
- 6 観測、測定及び計算結果が別表第11及び別表第12に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。
- 7 地籍図根多角測量を行った場合は、別表第14に定めるところにより点検測量を行わなければならない。
- 8 前項の点検測量の数量は、TS法による場合は新設した地籍図根多角点数の5パーセント以上、GNSS法による場合は平均図において採用する観測辺数の総和の5パーセント以上とする。

第4款 細部図根測量

（細部図根測量の方法）——準則第59条

第32条 細部図根測量は、GNSS法又はTS法により行うものとする。

（細部図根点等の密度）——準則第61条

第33条 細部図根点等の密度の標準は、別表第15に定めるところによるものとする。

- 2 細部図根点の選定の結果は、細部図根点選点図に取りまとめるものとする。なお、地籍図根多角点選点図を兼用して取りまとめることを妨げない。

（多角測量法による細部図根測量）——準則第63条

第34条 細部多角点を与点とした場合の多角路線の次数は、与点の最大次数に1次を加えるものとする。ただし、細部多角点を与点とした多角路線について、当該多角路線における与点のうち2分の1以上が地籍図根点等であって、かつ、厳密網平均計算を行った場合には、与点とした細部多角点の最大次数をもって当該多角路線の次数とすることができる。

- 2 多角網に必要な与点の数は、3点以上とし、単路線に必要な与点の数は、2点とす

る。

- 3 地籍図根多角測量を省略した場合、T S 法による 1 次の多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側 50 度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60 度以上を標準とする。ただし、G N S S 法による場合は、この限りでない。
- 4 多角測量法による細部図根測量の多角路線の長さは、1.0 キロメートル以下を標準とする。ただし、閉合路線を形成する路線の長さは、200 メートル以下を標準とする。
- 5 地籍図根多角測量を省略した場合、1 次の多角網の同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、20 メートル以下はなるべく避け、著しい見通し障害等によりやむを得ない場合にあっては 10 メートル以上とするよう努めるものとする。
- 6 同一の多角路線に属する新点の数は、50 点以下を標準とする。
- 7 多角測量法による細部図根測量における観測及び測定の方法は、別表第 16 に定めるところによるものとする。
- 8 多角測量法による細部図根測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第 17 に定めるところによるものとする。
- 9 細部多角点の座標値及び標高は、T S 法による場合には厳密網平均計算により求めることを標準とし、G N S S 法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第 18 に定めるところによるものとする。ただし、地籍図根多角測量を省略した場合における 1 次の細部多角点を除き、標高を求めることを要しない。また、やむを得ない事情により簡易網平均計算による場合は、方向角の閉合差は測点数、座標値及び標高の閉合差は路線長に比例して配分するものとする。
- 10 地籍測量の精度区分が令別表第 4 に定める乙二、乙三の区域においては、標高の計算を省略することができるものとする。
- 11 観測、測定及び計算結果が別表第 16 及び別表第 17 に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。
- 12 多角測量法による細部図根測量を行った場合は、別表第 19 に定めるところにより点検測量を行わなければならない。
- 13 前項の点検測量の数量は、新設した細部図根点数の 2 パーセント以上とする。
- 14 一筆地測量と併行して設置した細部多角点については、一筆地測量の計算を実施するまでの間に、第 12 項及び前項の規定に基づき、点検測量を行うものとする。

(縮尺) —— 準則第 63 条の 2

第 34 条の 2 細部多角点選点図及び細部多角点平均図の縮尺は、1 万分の 1、5 千分の 1、2 千 5 百分の 1 又は千分の 1 とする。

(放射法による細部図根測量) —— 準則第 64 条

第 35 条 放射法による細部図根測量は、1 次の細部多角点等を与点として行うことを原則とする。ただし、地籍図根多角測量を省略した場合は、2 次の細部多角点等を与

点とすることができる。

- 2 準則第64条第1項の開放路線は、与点となる細部多角点等1点につき、節点1点の2路線まで形成することができる。この場合において、当該2路線の節点を同一とすることができる。
- 3 開放路線で設置した節点は、細部放射点とすることができるものとする。
- 4 放射法による細部図根測量における観測及び測定の方法は、別表第20に定めるところによるものとする。
- 5 簡易網平均計算（定型網を除く）により求められた路線に属する細部多角点等を与点とする場合は、与点と同一の平均計算により求められた細部多角点等を基準方向とする。
- 6 放射法による細部図根測量における与点から細部放射点までの距離は、100メートル以下を標準とする。
- 7 あらかじめ行う与点の点検測量は、TS法による場合は同一の多角路線に属する他の細部図根点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の細部図根点等との夾角の観測を、GNSS法による場合は基線ベクトルの観測を行い、当該点の移動等の点検を行うものとする。
- 8 前項の点検に当たっては、別表第16に定める観測及び測定の方法によるものとし、点検の較差の標準は別表第21に定めるところによるものとする。
- 9 放射法による細部図根測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第22に定めるところによるものとする。
- 10 観測、測定及び計算結果が別表第20から別表第22までに定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。
- 11 一筆地測量と併行して設置した細部放射点については、一筆地測量の計算を実施するまでに点検測量を行うものとする。
- 12 細部放射点については、全数において、与点とした細部多角点等からの同一方法の観測により点検測量を行うものとし、その座標値の較差の制限は別表第23に定めるところによるものとする。
- 13 前項の規定は、開放路線により求めた節点について準用する。

（縮尺）——準則第67条

第36条 細部図根点配置図の縮尺は、1万分の1、5千分の1、2千5百分の1又は千分の1とする。

（細部図根点網図）——準則第67条

第36条の2 準則第67条第2項の細部図根点配置図は、細部図根点網図のことをいうものとする。

- 2 多角測量法による細部図根測量の結果は、単位区域ごとに取りまとめることを標準とする。
- 3 細部図根点等の配置が過密な場合等路線の判別が困難な場合には、地籍図根多角点網図と分けて作成することができるものとする。

第5款 一筆地測量

（一筆地測量の方法）——準則第70条

第37条 放射法又は多角測量法による一筆地測量は、GNSS法又はTS法により行うものとする。ただし、地籍測量の精度区分が令別表第4に定める乙二又は乙三の区域の一筆地測量においては、デジタル方位距離計を用いる測量方法（以下「デジタル方位距離計法」という。）により行うことができるものとする。

2 単点観測法による一筆地測量は、ネットワーク型RTKによる測量方法（以下「ネットワーク型RTK法」という。）により行うものとする。ただし、地籍測量の精度区分が令別表第4に定める乙二又は乙三の区域の一筆地測量については、DGPS測量機を用いる測量方法（以下「DGPS法」という。）により行うことができるものとする。

3 第15条の2第4項の規定により、筆界の位置を現地に復元し、その方法が一筆地測量の方法と同等の場合は、その結果を一筆地測量の方法によるものとすることができる。

（放射法による一筆地測量）——準則第70条の2

第38条 簡易網平均計算（定型網を除く）により求められた路線に属する細部図根点等と与点とする場合は、与点と同一の平均計算により求められた細部図根点等を基準方向とする。

2 放射法による一筆地測量における与点から筆界点までの距離は、100メートル以下を標準とする。

3 放射法による一筆地測量においてあらかじめ行う与点の点検測量は、TS法による場合は同一の多角路線に属する他の細部図根点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の細部図根点等との夾角の観測を、GNSS法による場合は基線ベクトルの観測を行い、当該点の移動、番号の誤り等の点検を行うものとする。

4 前項の点検に当たっては、別表第24に定める観測及び測定の方法によるものとし、点検の較差の標準は別表第25に定めるところによるものとする。

5 放射法等による一筆地測量における観測及び測定の方法は、別表第24に定めるところによるものとする。

6 放射法等による一筆地測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第26に定めるところによるものとする。

7 観測、測定及び計算結果が別表第24から別表第26までに定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

（多角測量法による一筆地測量）——準則第70条の3

第39条 多角測量法による一筆地測量の多角路線の長さは、地籍測量の精度区分が令別表第4に定める甲一又は甲二の区域にあつては300メートル以下、甲三又は乙一の区域にあつては400メートル以下、乙二又は乙三の区域にあつては500メートル以下を標準とする。ただし、デジタル方位距離計法による場合は多角路線の長さは300メートル以下とし、その測点間の距離は5メートル以上25メートル以下、測

点の数は20点以下とする。

- 2 多角測量法による一筆地測量における観測及び測定の方法は、別表第27に定めるところによるものとする。
- 3 多角測量法による一筆地測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第28に定めるところによるものとする。
- 4 多角測量法による筆界点の座標値は、第34条第9項の規定を準用して求めるものとする。
- 5 観測、測定及び計算結果が別表第27及び別表第28に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(交点計算法による一筆地測量) —— 準則第70条の4

- 第40条 交点計算法による一筆地測量における計算の単位は、別表第28に定めるところによるものとする。
- 2 観測、測定及び計算結果が別表第28に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(単点観測法による一筆地測量) —— 準則第70条の5

- 第41条 単点観測法における観測及び測定の方法は、別表第29に定めるところによるものとする。
- 2 単点観測法による一筆地測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第30に定めるところによるものとする。
 - 3 単点観測法により得られた筆界点と周辺の細部図根点等との整合性を確保するための細部図根点等の数は3点以上を標準とし、努めて当該地区の周辺を囲むように選点するものとする。なお、整合性を確保するための細部図根点等の密度は、地籍測量の精度区分が令別表第4に定める甲一、甲二、甲三又は乙一の区域にあつては1平方キロメートル当たり9点を、乙二又は乙三の区域にあつては1平方キロメートル当たり4点を標準とする。
 - 4 ネットワーク型RTK法による整合性の確保は、ネットワーク型RTK法により得られた細部図根点等の座標値と細部図根点等の成果値の比較により行うものとする。
 - 5 前項により比較した座標値の較差が、別表第30に定める制限を超過した場合は、平面直角座標系上において前項で比較した細部図根点等を与点として座標補正を行い水平位置の整合処理を行うものとする。なお、座標補正の変換手法は、ヘルマート変換を標準とする。
 - 6 前項の場合における座標補正の点検は、座標補正後の筆界点の座標値と与点とした細部図根点等以外の既設点の成果値による計算距離と、筆界点から与点とした細部図根点等以外の既設点までの距離を単点観測法等の方法により求めた実測距離との比較により行うものとする。なお、点検数は1点以上とする。
 - 7 前項により比較した距離の較差が別表第30に定める制限を超過した場合は、水平位置の整合処理に用いた与点を変更し再度第5項による比較を行うものとする。
 - 8 DGPS法による観測は、細部図根点等の観測を行いDGPS補正情報の質を確認

した後に、筆界点の観測を行うものとする。

- 9 前項により得られた細部図根点等の座標値と細部図根点等の成果値との較差が別表第30に定める制限を超過した場合は、観測条件を変更し再度観測を行うものとする。

（筆界点の位置の点検）——準則第72条

第42条 筆界点の位置の点検は、単位区域の総筆界点（多角測量法による一筆地測量により求めた筆界点を除く。）から2パーセント以上を抽出して行うものとし、放射法による場合は他の細部図根点等からの同一の方法の観測、単点観測法の場合は同一の方法により点検を行うものとする。

- 2 前項で点検を行った座標値の較差が別表第26又は別表第30に示す制限内にある場合には、最初に求めた位置を採用するものとする。

第6款 地籍図原図の作成

（地籍図原図の作成）——準則第74条

第43条 地籍図原図（街区境界調査にあつては街区境界調査図原図。以下同じ。）の作成に当たっては、地籍整備課長が別に定める要領によるものとする。

（地籍明細図）——準則第75条

第44条 地籍明細図（街区境界調査にあつては街区境界調査明細図。以下この条において同じ。）の縮尺は、2千5百分の1、千分の1、500分の1、250分の1、100分の1又は50分の1とする。

- 2 地籍明細図には、地籍図原図に表示すべき事項のほか、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

- 一 地籍明細図の図郭線及びその座標値
- 二 地籍明細図の図郭番号
- 三 地籍明細図の精度及び縮尺の区分

第3節 航測法及び併用法

第1款 総則

（併用法による地籍調査）——準則第76条

第44条の2 一の単位区域内に令別表第4に定める精度区分甲一、甲二又は甲三が適用される区域が存在すること、地形、植生その他の現地の状況により航測法による地籍測量の実施が困難であることその他の事情があるときは、併用法による地籍測量を行うことができる。

第2款 地籍図根三角測量

第44条の3 第21条から第25条までの規定は、準則第76条第1項第1号の地籍図根三角点において準用する。この場合において、第21条中「地籍図根点（以下「地籍図根点等」という。）」とあるのは「地籍図根三角点」と、第21条の2中「地籍

図根測量」とあるのは「地籍図根三角測量」と読み替えるものとする。

第3款 航空測量

第1目 総則

（航空測量の実施）——準則第76条の3

第44条の4 航空測量の実施に当たっては、既存の空中写真測量又は航空レーザ測量の成果を可能な限り活用するものとする。

- 2 空中写真測量に係る作業のうち、本運用基準に定めのない事項については、測量法第34条に基づき定められた作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)第3編第3章、第4章又は同準則第17条第3項の規定に基づき国土地理院が定めるマニュアルの規定を準用するものとする。
- 3 航空レーザ測量に係る作業のうち、本運用基準に定めのない事項については、測量法第34条に基づき定められた作業規程の準則第4編第4章、第6章又は同準則第17条第3項の規定に基づき国土地理院が定めるマニュアルの規定を準用するものとする。

（標定点及び調整点）——準則第77条

第45条 標定点及び調整点の配置及び点数の標準は、別表第31に定めるところによるものとする。

- 2 標定点選点図及び調整点選点図の縮尺は、2万5千分の1、1万分の1、5千分の1、2千5百分の1又は千分の1とする。

（航測図根点）——準則第77条

第46条 航測図根点は、上空視界が十分に確保され、空中写真又は航空レーザ測量の結果得られたデータ（以下「航空レーザ測量データ」という。）において明瞭に識別することができる地点に選定するものとする。

- 2 航測図根点選点図の縮尺は、1万分の1、5千分の1、2千5百分の1又は千分の1とする。
- 3 航測図根点の標識の規格は、別表第2に定めるところによるものとする。
- 4 航測図根点の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測量の容易化を図るため、その設置状況を写真により記録するものとする。
- 5 前項により記録した標識の写真は、電磁的記録により保存し管理するよう努めるものとする。
- 6 航測図根点は、1次の細部多角点と同等のものとして取り扱うものとする。

（対空標識の設置）——準則第78条

第47条 対空標識の規格の標準は、別表第32に定めるところによるものとする。

- 2 対空標識には、空中写真又は航空レーザ測量データにおいて明瞭に識別することができる形状及び材質のものを使用するものとする。
- 3 対空標識を偏心して設置する場合は、偏心点に標杭を設置し、これを中心として対空標識を取り付けるものとする。この場合において、偏心要素の測定は、別表第7に

定めるところにより行うものとする。

第2目 空中写真測量

（空中写真撮影の方法）——準則第79条

第47条の2 空中写真撮影は、航空機を用いて行う場合にあっては、原則としてデジタル航空カメラを使用して行うものとし、かつ同一区域内の撮影は、同一カメラで行うものとする。

（空中写真の地上画素寸法）——準則第79条

第48条 空中写真撮影における空中写真の地上画素寸法の標準は、別表第33に定めるところによるものとする。

（空中三角測量の方法）——準則第81条

第49条 空中三角測量における調整及び座標計算は、GNSS／IMU装置（空中写真撮影時のカメラの位置及び傾きを計測する装置をいう。）により観測したデータから得られた外部標定要素、標定点の座標値及び標高並びに空中写真上で計測したパスポイント、タイポイント、標定点等の画像上の座標を用いて、バンドル法により行うものとする。ただし、無人航空機を用いて撮影した空中写真について空中三角測量を行う場合の調整及び座標計算にあっては、外部標定要素を用いることを要しない。

- 2 調整における標定点の残差等の制限の標準は、別表第34に定めるところによるものとする。
- 3 調整により得られた外部標定要素の成果値を用いて航測図根点の座標値を計測し、その結果を航測図根点配置図及び航測図根点成果簿に取りまとめるものとする。
- 4 航測図根点の2パーセント以上について、GNSS測量による単点観測法による点検測量を行い、前項の規定により得られた座標値が別表第35に定める誤差の制限内にあることを確認するものとする。ただし、GNSS測量の実施が困難な場合は、航測図根点間の辺長点検を行い、辺長が別表第35に定める誤差の制限内にあることを確認するものとする。

（空中写真等を用いた基礎資料の作成）——準則第81条の2

第50条 空中写真測量においては、基礎資料として、オルソ画像（空中写真を中心投影から正射投影に変換した画像をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

- 2 オルソ画像の地上画素寸法及び位置の精度は、別表第36に定めるところによるものとする。
- 3 第1項の規定により作成されたオルソ画像については、必要に応じ、隣接するオルソ画像を結合させた画像を作成するものとする。
- 4 オルソ画像の点検は、水平位置、色調、局所歪み及び接合について行うものとする。
- 5 第1項に定めるもののほか、基礎資料として、必要に応じて、地形の微妙な起伏を表現した図面（以下「微地形表現図」という。）その他の資料を作成することができる。

第3目 航空レーザ測量

（航空レーザ計測の方法）——準則第81条の3

第51条 航空レーザ計測は、航空レーザ測量システム（レーザ測距装置、当該レーザ測距装置の位置及び傾きの計測を行う装置並びに解析ソフトウェアから構成されるシステムをいう。）を使用して行うものとし、同一区域内の計測には、同一の航空レーザ測量システムを用いるものとする。

2 航空レーザ計測に当たっては、取得したデータの解析の参考とするため、当該計測の対象範囲を網羅する地上の写真を同時期に撮影するよう努めるものとする。

（航空レーザ計測の点密度）——準則第81条の3

第52条 航空レーザ計測の点密度の標準は、別表第33に定めるところによるものとする。

（航空レーザ計測データの解析）——準則第81条の4

第53条 航空レーザ計測データの解析は、次の各号に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

- 一 航空レーザ計測データにおける計測ノイズ等の除去
 - 二 D S M（建物、樹木その他の地形以外の地物等の高さを含む三次元の座標値データをいう。以下同じ。）の作成
 - 三 D E M（D S Mから建物、樹木その他の地形以外の地物等の高さを除いた、地形を表す三次元の座標値データをいう。以下同じ。）の作成
- 2 点検における調整点の残差等の制限の標準は、別表第34に定めるところによるものとする。また、前項の規定に基づき作成するD S M及びD E Mの格子間隔の標準は、別表第36に定めるところによるものとする。
- 3 第1項第2号及び第3号のデータを用いて航測図根点の座標値を計測し、その結果を航測図根点配置図及び航測図根点成果簿に取りまとめるものとする。
- 4 前項の規定により座標値を算出した航測図根点の2パーセント以上について、G N S S測量による単点観測法による点検測量を行い、前項の規定により得られた座標値が別表第35に定める誤差の制限内にあることを確認するものとする。ただし、G N S S測量の実施が困難な場合は、航測図根点間の辺長点検を行い、辺長が別表第35に定める誤差の制限内にあることを確認するものとする。

（三次元の座標値データを用いた基礎資料の作成）——準則第81条の5

第54条 航空レーザ測量においては、基礎資料として、微地形表現図を作成するものとする。

- 2 微地形表現図の地上画素寸法及び位置の精度は、別表第36に定めるところによるものとする。
- 3 微地形表現図の点検は、水平位置及び色調について行うものとする。
- 4 第1項に定めるもののほか、基礎資料として、必要に応じて、樹種の分布を表現した図面、樹高の分布を表現した図面その他の資料を作成することができる。

第4目 既存資料の収集及び解析

(既存の空中写真の活用) —— 準則第81条の7

第55条 既存の空中写真を活用する場合の当該空中写真の地上画素寸法の標準は、別表第33に定めるところによるものとする。

2 第49条の規定は、既存の空中写真を用いて空中三角測量を行う場合について準用する。

3 第50条の規定は、既存の空中写真及び当該空中写真を用いた空中三角測量の成果を用いて基礎資料を作成する場合について準用する。

(既存の航空レーザ測量の成果の活用) —— 準則第81条の8

第55条の2 既存の航空レーザ測量の成果を活用する場合の航空レーザ計測の点密度の標準は、別表第33に定めるところによるものとする。

2 第54条の規定は、既存の航空レーザ測量の成果を活用して基礎資料を作成する場合について準用する。

第5目 補備測量

(作業の順序及び補備測量における細部図根測量) —— 準則第82条及び第82条の2

第55条の3 第32条、第33条第2項本文及び第34条から第36条の2までの規定は、準則第82条第2項第1号の細部図根測量において準用する。この場合において、第34条中「地籍図根多角測量を省略した場合」とあるのは「地籍図根三角点のみを与点とする場合」に、第35条中「細部多角点等」とあるのは「細部多角点等又は航測図根点」と、第35条第1項中「地籍図根多角測量を省略した場合」とあるのは「調査地域内の地籍図根点等及び1次の細部多角点が不足している場合」と読み替えるものとする。

2 第19条の4第2項の規定は、準則第82条第2項の補備測量において準用する。

(補備測量における一筆地測量) —— 準則第83条

第55条の4 第37条から第42条までの規定は、準則第82条第2項第2号の一筆地測量について準用する。この場合において、第38条、第41条及び第42条中「細部図根点等」とあるのは「細部図根点等及び航測図根点」と、第42条中「単位区域の総筆界点」とあるのは「一筆地測量により座標値を算出した筆界点」と読み替えるものとする。

第6目 筆界点の座標値の算出

(筆界点の座標値の点検)

第55条の5 空中写真又は航空レーザ測量データを用いて算出した筆界点の座標値の点検は、総筆界点（補備測量により得られた座標値を採用した筆界点を除く。）から2パーセント以上を抽出し、当該空中写真又は航空レーザ測量データを用いて再算出

する方法により行うものとする。

第4款 地籍図原図の作成

（地籍図原図の作成）——準則第84条

第55条の6 第43条及び第44条の規定は、航測法において地籍図原図を作成する場合について準用する。

第5章 地積測定

（記録及び成果）——準則第85条

第56条 地積測定（街区境界調査にあつては街区面積測定）における作業の記録及び成果は、別表第5に掲げるものとする。

2 前項の記録及び成果における地積（街区境界調査にあつては街区面積）は、別記計算式により求めるものとする。

（地積測定の方法）——準則第85条

第57条 筆界未定地の地積測定は、関係土地を一括して行うものとする。

第6章 地籍図及び地籍簿並びに街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成

（地籍簿案の作成）——準則第88条

第58条 地籍簿案の作成については、地籍整備課長が別に定める要領に基づいて行うものとする。

（街区境界調査簿案の作成）——準則第88条の2

第58条の2 街区境界調査簿案の作成については、地籍整備課長が別に定める要領に基づいて行うものとする。

（地籍図及び地籍簿に係る手続き等）——準則第89条

第59条 法第17条の規定による手続等については、「国土調査事業事務取扱要領」（昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達）に基づいて行うものとする。

2 準則第89条第2項に規定する補正に関する事項については、別に地籍整備課長が定めるものとする。

3 地籍集成図については、必要に応じこれを作成するものとし、これに関する事項については、別に地籍整備課長が定めるものとする。

（街区境界調査図及び街区境界調査簿に係る手続き等）——準則第89条の2

第59条の2 法第21条の2第3項及び第4項の規定において読み替えて準用する法第17条の規定による手続等については、「国土調査事業事務取扱要領」に基づいて行うものとする。

2 準則第89条の2第2項に規定する補正に関する事項については、別に地籍整備課長が定めるものとする。

(複製方法)——準則第90条

第60条 地籍図又は街区境界調査図の複製においては、地籍図又は街区境界調査図に変形を与えるような方法を用いてはならない。

附則(令和2年6月30日国土籍第216号)

(施行期日)

1 この運用基準は、令和2年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年6月30日における第3条第2項の規定の適用については、同項中「不動産・建設経済局」とあるのは、「土地・建設産業局」とする。

附則(令和3年3月30日国不籍第555号)

この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和5年6月16日国不籍第136号)

この運用基準は、令和5年6月16日から施行する。